

みやぎ県一時帰省旅費支援相談

東日本大震災および福島第一原発事故の影響で宮城県より沖縄県へ避難されているみなさまへ一時帰省に対する相談窓口を開設いたしました。避難元のご家族やご親戚と面会する機会にどうぞお使いください。みなさまの今後の生活再建にお役立ただけると幸いです。

事前相談について	
支援内容	宮城県からの避難者世帯への旅費支援（一人上限 55,000 円）
利用期間	平成 30 年 6 月 15 日～平成 31 年 3 月 31 日
支援対象者	東日本大震災及び原発事故の影響で宮城県から沖縄県へ避難された世帯
支援決定について	<p>沖縄じゃんがら会事務局に<u>来所</u>又は<u>お電話</u>にてご相談受付いたします。</p> <p>※訪問が希望の方はお電話にて承ります。</p> <p>担当者による事前相談を受け、必要事項を記入した上で支援の有無を決定いたします。</p> <p>※被災者・避難者支援カードへ記入済みの方は事前相談のみとなります。</p>
支援決定後の手続き	
申込み	<p>来所・Eメール・郵送にて下記項目を記載し送付してください。</p> <p>※件名に【みやぎ旅費支援】と明記してください。</p> <p>①氏名（申込者全員）③往復の予定経路⑤利用予定時期</p>
利用交通機関等	<p>航空機、鉄道、路線バスなど公共交通機関（要領収書、利用証明書）に限定（グリーン料金、航空機等の特別料金は対象外）。タクシー代や自家用車の燃料代・高速道路料金などは対象外。レンタカーは不可。宿泊料金可（上限 1 万円・朝食付可・2 食付は不可・観光目的の宿泊不可・リゾートホテルと思われる施設などは認められない場合があります。※不明な点はあらかじめご相談ください。）</p>
支援金の請求	<p>旅程終了後、すみやかに下記書類を持参してください。関係書類受領後、内容を精査し、申込者の指定口座に支援金を振り込み又は事務所にてお渡し致します。</p> <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="writing-mode: vertical-rl; margin-right: 10px;">提出書類</div> <div style="border-left: 1px solid black; padding-left: 10px;"> <ul style="list-style-type: none"> ① 航空券の半券または利用証明書 ② 領収書（支援金額と同等又はそれ以上の金額分のみ） ③ アンケート（様式をお渡し致します。） ④ 振込先（ゆうちょ銀行）口座連絡票（通帳コピーを添付） </div> </div>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・申請手続きに係る書類の提出は義務です。特段の理由なく提出しなかったり、提出が遅れた場合は支援金をお渡しできない、または返還を求める場合があります。 ・支援決定後、利用できなくなった場合は沖縄じゃんがら会事務局へ速やかに連絡してください。支援対象者から他の避難者など第三者への権利譲渡はできません。



【問合せ】 沖縄じゃんがら会事務局 担当：桜井（開所時間：月～金 10 時～16 時）

※土曜日は予約となりますのでご連絡ください。Tel.080-6498-6720

〒901-2121 沖縄県浦添市内間 2-10-8 Eメール：jangara31@yahoo.co.jp